

令和元年度名古屋市教育委員会請願第2号

請願審査について

「教員」の（長時間）時間外勤務をすぐになくす取り組みを求める請願

請願者

行政を考える住民の会

要旨

- 1 月ごとの集計で、過労死ライン（STOP 過労死から、時間外、月 80 時間超）の、職員のいる学校は公表すること。
- 2 「過労死ライン」の集計で公表が、3 回続いた学校は、勤務の見直しの文書（過労死ラインを超えた職員と管理職）を提出させること。
- 3 過労死ライン公表が、5 回続いた学校は、管理職に対して、教育委員会が、処分、指導等を行うこととすること。

令和元年度名古屋市教育委員会請願第3号

請願審査について

「体罰」等に関する取り組み、調査についての請願

請願者

行政を考える住民の会

要旨

- 1 教育委員会は「体罰」について、天白養護の事例とともに、「体罰」規定を明確にして全職員に知らせること。
- 2 天白養護について、当初の段階で「体罰」認定等しなかった、関係職員について、理由・原因を明確にして公表するとともに、指導・処分もすること。
- 3 「体罰」調査は、保護者に保護者会等で直接わたるように校長、教育委員会は対応すること。
- 4 「体罰」等について、みたり聞いたりした場合、職員はすみやかに、報告することをもとめること。
- 5 「体罰」調査に関する文書（資料1）等は、内容等を検討すること。



名古屋市教育委員会 鈴木誠二教育長 様

2019年7月1日

「体罰」等に関する取り組み、調査についての請願

住所

氏名 行政を考える住民の

事務局 宮崎邦彦 印

1 請願の趣旨 経過

- (1) 2019年6月20日、情報開示で、平成30年度、体罰に関する実施について（資料1）「30天白養護第31号（資料2）」等を受け取りました。
- (2) 趣旨は、児童生徒に対すえる体罰の実態を広く把握し、体罰禁止の徹底を図るものとある。
- (3) 調査対象者が、児童生徒及び、保護者とある。
- (4) 調査等の問題点として次のことをあげる。
調査しても、天白養護学校（資料2）のようなケースは、「当初、体罰と認定されない」ことは想定されていないといえる。
- (5) 2018年2月からの調査された天白養護の「体罰」をした職員（資料2）からの報告もなされていない。テレビ映像から想定されることであるが、目撃したであろう職員からの報告もない。調査内容は、職員に対する呼びかけ申しで等（「体罰」を職員が見たり聞いたりした事例）を、求める文面、手だてを示したものは無い。
- (6) 天白養護の件、当初、学校も教育委員会も、報告書を基に、調査を行っているが、「体罰」とは認定できていない。「体罰」の認識があいまいで、「体罰」の確定・判断ができなかったのではないかといえる。「体罰」の調査をされる前に、「体罰」についての規定を明確にされるべきである。明確にされた「体罰」について、教育員会は、教育委員会（事務局、学校）、全職員に理解させることが求められる。
- (7) また、「体罰ではないかと問題とされ調査した事件」とあることは誤解を招きかねない。問題とされ調査されたものでなければならぬというように解釈されたら、問題となっていないものはどうなるかということである。そうでなければ、なぜ、天白養護の件は、「不適切・・・（資料2）」の表題での報告書であったのか、いまだに「体罰」という表題の報告書がなされないのか理解できない。
- (8) 調査の問題点、児童生徒数分印刷のうえ、配布するとあるが、児童生徒は、配布段階で、見ることができるが、保護者は、直接配されることではないので、何らかの事情で、児童生徒が、保護者に、渡さないことも考えられる。渡らないこともあるということである。調査用紙は保護者に直接渡すことができるものでなければならぬということである。教育委員会の、取り組みが、十分伝わらず、実

態についての報告にも正確さを欠くということになる。

事実確認のために、調査、報告を厳密に行うことが、体罰防止につながるもいえるからには、昨年度の調査報告の見直しが、必要であるといえる。

今年度の（体罰）調査が、行われているのかどうか、わからないので、もしかしたら既に、今回指摘するようなことは取り入れられているかもしれないが、人権侵害をなくということから厳しく詳しく、取り組まれることを求めるものである。また天白養護のような事例は、今後「体罰」とともに、あってはならないことである。

請願事項

- 1 教育委員会は「体罰」について、天白養護の事例とともに、「体罰」規定を明確にして全職員に知らせること。
- 2 天白養護について、当初の段階で「体罰」認定等しなかった、関係職員について、理由・原因を明確にして公表するとともに、指導・処分もする事。
- 3 「体罰」調査は、保護者に保護者会等で直接わたるように校長、教育委員会は対応する事。
- 4 「体罰」等について、みたり聞いたりした場合、職員はすみやかに、報告することをもとめること。
- 5 「体罰」調査に関する文書（資料1）等は、内容を検討すること。

添付資料

資料1 30教指第72号

資料2 30天白養護第31号

資料1
(5枚)

30教指第72号
平成30年6月5日

名古屋市立小・中・特別支援学校長 様

名古屋市教育委員会指導室長

平成30年度 体罰に関する調査の実施について

見出しの件について、下記のように児童生徒・保護者を対象とした調査を実施しますので、ご報告ください。

記

- 1 趣 旨
児童生徒に対する体罰の実態を広く把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。
- 2 調査内容
児童生徒・保護者への聞き取りを随時行い、平成30年度内の体罰事案ではないかと問題とされ調査した事件の件数、詳細を把握する。
- 3 調査対象者
本市立小・中・特別支援学校に在籍の児童生徒及び保護者
- 4 各学校における調査方法
 - (1) 調査用紙の配布（6月11日（月）～6月15日（金））
別添の保護者あて文書「『平成30年度 体罰に関する調査』への協力のご依頼」（校長名、市教委名の2枚）及び調査用紙「体罰に関する調査」を児童生徒数分印刷のうえ、配布する。
 - (2) 調査用紙の集約（随時）
保護者は、子どもが体罰を受けたと思われる場合に調査用紙に記入し、学校（管理職）または市教委（指導室）へ提出する。
 - ① 学校へ提出された場合
調査用紙（写し）を指導室へ提出するとともに、保護者、関係児童生徒、関係教職員から事情聴取をして事実確認をする。
 - ② 市教委へ提出された場合
調査用紙（原本）を指導室で保管し、写しを学校へ送付する。学校は、保護者、関係児童生徒、関係教職員から事情聴取をして事実確認をする。

2019.6.20

(3) 事実確認の結果

事実確認の結果については次のように対応する。

- ① 体罰である : 「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件(報告)」を指導室へ提出する。保護者にも市教委へ報告する旨を説明する。
- ② 体罰ではない : 保護者に根拠を説明する。

※ 集約した調査用紙は各学校で一年間保管する。

5 提出先

指導室区担当指導主事あて(親展)

6 留意事項

- ・ 学校に提出する場合、管理職に直接届くよう、提出先を工夫し、保護者宛て依頼文に明記してください。(例: 応接室(校長室)入り口に投函箱を設置する等)
- ・ 提出された事案については、事実確認のうえ、体罰だと判断した事案を様式に従って報告してください。事実確認については、関係する教員、児童生徒や保護者への聞き取りを行ってください。
- ・ 事実確認の結果は、体罰と判断するか否かも含め、当該保護者に伝えてください。

指導室 生徒指導担当

TEL 972-3235

IP 644-033

平成30年 6月 日

保護者様

名古屋市立〇〇〇学校長

◎ ◎ ◎ ◎

「平成30年度 体罰に関する調査」への協力のご依頼

平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、このたび名古屋市教育委員会からの依頼にもとづき、平成30年度の体罰の実態把握に向けた調査へのご協力をお願いすることになりました。

つきましては、別紙調査用紙「体罰に関する調査」をご覧になり、お子さんが体罰を受けたという場合は該当する回答をご記入ください。

記入した調査用紙は下記の様にご提出ください。

記

- 1 調査期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 2 提出 随時です。調査用紙に記入された時点でご提出ください。
- 3 提出先 (次のいずれかへご提出ください)
 - ・ 学校「※各学校指定の提出先を印字」
(調査用紙を古封筒に入れてお出しください。校長または教頭が直接扱います。)
 - ・ 名古屋市教育委員会学校教育部指導室 (郵送)
〒460-8508 中区三の丸三丁目1-1
(郵送される場合、切手代等はお負担ください)
- 4 その他
 - ・ 学校へ提出された場合、開封は校長または教頭が行います。
 - ・ 市教委へ提出された場合は、市教委が校長または教頭へ連絡します。
 - ・ 提出された事案については、事実確認のため、保護者の方やお子さんに、校長または教頭から詳細を聞き取らせていただきます。事実確認の結果については、保護者の方にお知らせします。
 - ・ 事実確認により体罰だと判断した事案については、市教委に報告します。
 - ・ 今年度、すでに学校へお知らせいただいた事案については、ご記入いただかなくても結構です。
 - ・ ご不明な点は、教頭までお尋ねください。

平成30年6月

名古屋市立学校保護者様

名古屋市教育委員会

「平成30年度 体罰に関する調査」への協力のご依頼

名古屋市教育委員会では、昨年度に引き続き、本年度の各学校における体罰の実態調査を行います。

体罰は、法律で禁じられている行為であり、学校教育ではあってはならないことです。本市の学校から体罰の根絶を図っていくことが必要であると考えます。

つきましては、保護者の皆様に調査へのご協力をお願いしたいと存じます。別紙「体罰に関する調査」の項目について、お子さんに聞き取られたうえ、体罰を受けたと思われる事案がありましたら、該当する事柄をご記入ください。

提出は随時です。現時点で事案がない場合でも、今後体罰を受けたと思われる事案が発生しましたらその時点でご提出ください。提出先は学校（校長または教頭）あるいは名古屋市教育委員会指導室とします。市教委に提出された場合は、市教委から校長または教頭へ連絡します。

記入内容について、学校から確認の問い合わせをさせていただきますが、回答内容によりお子さんが今後の学校生活で不利となるようなことは一切ございません。

<問い合わせ先>

- ・学校：〇〇〇-◇◇◇◇
- ・名古屋市教育委員会指導室
- 担当：972-3232

平成30年度 体罰に関する調査

名古屋市立 _____ 学校 年 組 児童生徒氏名 (_____)
 保護者氏名 (_____)

一 保護者様 _____

- ・ お子さんに、本年度の4月以降、学校で教員から体罰を受けたことがあるかをお聞きください。
- ・ 体罰を受けたという場合のみ、以下の項目にお答えいただき、ご提出ください。
- ・ 体罰のとらえ方については、下の を参考にしてください。
- ・ 現時点で該当しない場合でも、今後、体罰を受けたという事案を把握された場合は、この用紙に記入され、学校や市教育委員会にご提出ください。

◆ 体罰の内容について、お子さんに聞き取ってご記入ください。
 (選択肢に○をつけ、空欄部分は記述してください)

いつごろ	(_____) 月ごろ
場面	授業中、休み時間、部活動、その他 (_____)
場所	教室、運動場、体育館、その他 (_____)
具体的な 行為	
けが	あった (内容: _____) なかった
教員名	

※ 体罰にあたる行為について (文部科学省の見解)

【体罰とされる行為】

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正座、直立等の姿勢を長時間保持させる)

【体罰にはならない行為】

- 防衛のためにやむを得ず力を使うこと
- 他の児童生徒に被害が及ぶ暴力行為を制するために力を使うこと
- 目の危険を回避するためにやむを得ず力を使うこと

ご協力ありがとうございました。

添付2

(様式2)



30天白養護 第31号
平成30年7月9日

名古屋市教育委員会様

名古屋市立天白養護学校長
氏名 櫻井孝司

不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件 (報告)

1 調査年月日	第1回 : 平成30年 2月26日 (月) ~ 3月 5日 (月) 第2回 : 平成30年 3月 8日 (木) ~ 3月23日 (金) 第3回 : 平成30年 4月11日 (水) ~ 4月16日 (月) 第4回 : 平成30年 4月24日 (火) ~ 5月 1日 (火) 第5回 : 平成30年 6月28日 (木)
2 調査のきっかけ (該当番号に✓)	<input type="checkbox"/> (1) 学校で把握 <input type="checkbox"/> (2) 保護者や児童生徒からの訴えや報告 <input checked="" type="checkbox"/> (3) その他 ・内容 「高等部3年担任稲垣達雄教諭が、生徒を蹴ったり、足を踏んだりしている動画が匿名で報道機関に寄せられた」との連絡が指導室と東海テレビから学校に入った。
3 調査して判明した事実	・発生日時 平成29年4月~平成30年2月 ・場 所 名古屋市立天白養護学校 (教室、体育館、運動場、畑) ・内 容 (該当者の氏名、年齢等を含む) 高等部3年担任 60歳、 XXXXXXXXXX <p>体罰ではないかとして、生徒および保護者から聞き取り調査をした結果、蹴られたり、足を踏まれたりしたと訴える生徒および保護者はおらず、体罰ではなく、不適切な指導として取り扱う。</p> <p>(1) 生徒への不適切な言葉がけ 顧問を務めているバスケットボール部で、部員であるXXXXXXXXXXを「ちび」、XXXXXXXXXXを「でぶ」、XXXXXXXXXXを「くそ」「うんこ」と呼んでいた。XXXXXXXXXXを「でぶ」や「腹が出ているな」という言葉を使った。XXXXXXXXXX(高2)を指導するときに、「おちんちん切られるぞ」という言葉を使った。</p> <p>(2) 威圧的な指導 日ごろから、園芸作業やバスケットボール部の活動など、指導全般において、必要以上に大きな声で指導したり、指示を出したりしていた。稲垣教諭が求めるような動きができない生徒に、「何やっているんだ!」「あほかお前は」などの言葉を使った。 バスケットボール部の指導の際、棒やプラスチックバットを使って床を叩きながら生徒に指示を出していた。</p>